

社会福祉法人 宇治田原町社会福祉協議会
住民参加型在宅福祉サービス事業

地域が元気！くらしのサポート実施要綱

(事業)

第1条 この事業は住民参加型在宅福祉サービス事業「地域が元気！くらしのサポート」（以下、「本事業」という）と称し、「高齢者見守り隊事業」の一環として実施する。

(目的)

第2条 この事業は、日常生活を営むのに支障があり、他の公的な福祉サービスの利用等が困難な方に対し、ボランティア意識を基盤とした会員制の住民相互の助け合いによる福祉サービスを供給することにより、在宅福祉や見守り活動の向上と住民の福祉活動への参加意識を促進することを目的とする。

(サービスの内容)

第3条 本事業のサービスの内容は、おおむね事項に掲げる家事援助や簡単な身辺介助とし、住民のニーズに基づき、宇治田原町社会福祉協議会長（以下、「会長」という。）の必要かつ可能と認める範囲で行う。

2 「家事援助サポート」

- ① 衣類の洗濯や補修
- ② 家屋の掃除・整理整頓・簡単な修繕
- ③ 生活必需品の買物
- ④ その他必要な家事

〔簡単な介助サポート〕

- ① 食事の介助
- ② 買物の介助
- ③ 通院の介助
- ④ その他必要な介助

〔特殊技能によるサポート〕

- ① 理髪
- ② その他必要なサービス

3 活動時間は、土、日曜日および祝日を除く平日の午前9時～午後4時までとする。ただし、毎年12月28日から1月4日までは活動休止日とする。

(会員)

第4条 この事業は登録会員制で行うこととし、次のとおりとする。

(1) 利用会員

宇治田原町に在住し主におおむね65歳以上や障害があつて日常生活を営むのに支障があり、他の公的な福祉サービスの利用が困難な者

(2) サポート会員

宇治田原町に在住し18歳以上で、ボランティアの意識をもって、家事や簡単な介助などのお世話のできる者

(登 録)

第5条 前条の会員になろうとする者は、登録申込書（別紙様式1の1～2）を会長に提出しなければならない。

(会員証の交付)

第6条 サポート会員には、会員証（別紙様式2）を交付する。

(申 請)

第7条 サービスの提供を受けようとする利用会員は、援助を受けようとする日の3日前までに口頭または電話で申請しなければならない。

(決 定)

第8条 会長は、前条に規定する申請があつたときは、申請内容を調査してその可否を決定し、当該利用会員に連絡（別紙様式3）するとともに、サポート会員にサービスの提供を依頼（別紙様式4）するものとする。

(費 用)

第9条 前条の規定によりサービスの提供を受けた利用会員は、1時間700円の利用料を負担しなければならない。

2 費用の納付は、利用会員が事前に社協で発行するサポート利用券を購入し、これに充てるものとする。

3 利用会員は、サービスを受けた時間に応じ、必要な枚数のサポート利用券をサポート会員に渡さなければならない。

(費用以外の必要経費)

第10条 利用会員は、前条の費用以外に交通費等に係る必要経費については、これを負担しなければならない。

(費用等の減免)

第11条 会長は特に必要と認める場合は前条の費用を減免することができる。

(活動報告)

第12条 サポート会員は、第8条の規定によるサービス活動に従事したときは、サポート会員活動報告書（別紙様式5）に、利用会員から受け取ったサポート利用券を添えて、毎月5日までに町社協へ提出するものとする。

(サポート会員の実費弁償)

第13条 第8条に規定するサービス活動に従事した協力者には、前条の報告書の内容を確認した上で、1時間700円の実費弁償を支払うものとする。

2 前項に規定する実費弁償は各月の末日をもって締め切り、支払いは翌月とする。

(補 償)

第14条 社協は、不測の事故等に備え適切な保険に加入し、利用会員、サポート会員の救済に配慮しなければならない。補償については、社協が加入した保険の範囲とする。

(サポート会員の義務)

第15条 サポート会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

(1) サポート会員は、サービスに従事するときは必ず会員証を携帯し、利用会員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) サポート会員は、サービス等の提供中に利用会員に異常や事故が発生したときは、その状況を的確に把握し、事業に応じた処置をとると同時に、社協に連絡しなければならない。

(3) サポート会員は、本事業に従事中、宗教・政治団体等への勧誘、物品の斡旋や販売など、サービスに支障となる行為をしてはならない。

(4) サポート会員は、本事業を通じて知り得た利用会員および家族のプライバシーを必ず守らなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年10月13日から施行する。

別紙様式 1 の 1 （第 5 条関係）

地域が元気！くらしのサポート事業利用会員申込書

年 月 日

宇治田原町社会福祉協議会
会 長 様

申請者 住所 宇治田原町
氏名
電話

印

下記の通り、利用会員の申し込みをいたします。

記

申 込 者 (本人)	住 所	宇治田原町				
	ふりがな 氏 名		男・女	—		
	生年月日	(歳)				
世帯状況		緊急 連絡先	— —			
理 由						
希望する サービス						
1 週間あたりの希望する 曜日と時間帯	月 	火 	水 	木 	金 	
そ の 他						
備 考						

※記載された個人情報は、当事業の円滑な実施のみに利用させていただきます。

決 裁 欄	決裁日	会長	局長	専門員	V・C	受付
	年 月 日					

別紙様式 1 の 2 （第 5 条関係）

地域が元気！くらしのサポート事業サポート会員申込書

年 月 日

宇治田原町社会福祉協議会
会 長 様

申請者 住所 宇治田原町
氏名
電話



下記の通り、協力会員の申し込みをいたします。

記

申 込 者 (本人)	住 所	宇治田原町				
	ふりがな 氏 名		男・女	—		
	生年月日	(歳)				
資格・免許等						
活動できる 曜日と時間帯	月 	火 	水 	木 	金 	
そ の 他						
備 考						

※記載された個人情報、当事業の円滑な実施のみに利用させていただきます。

決 裁 欄	決裁日	会長	局長	専門員	V・C	受付
	年 月 日					

別紙様式2（第6条関係）

サポート会員証

No _____

地域が元気！くらしのサポート事業

氏名

住所

生年月日

登録年月日

令和 年 月 日

社会福祉法人 宇治田原町社会福祉協議会
会長 榎 木 健 二 印

別紙様式3（第8条関係）

地域が元気！くらしのサポート事業派遣決定書

年 月 日

様

宇治田原町社会福祉協議会
会 長

令和 年 月 日付で申し込みがありました地域が元気！くらしのサポート事業サポート会員の派遣を次のように決定しましたので通知いたします。

記

派遣対象者 氏 名					
派遣期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
サービス内容	派遣回数 週間 回				
	派遣時間 1回当たり 時間				
	月 〃	火 〃	水 〃	木 〃	金 〃
	具体的に				
サポート会員 氏 名					

別紙様式 4（第 8 条関係）

地域が元気！くらしのサポート事業派遣依頼書

年 月 日

様

宇治田原町社会福祉協議会
会 長

下記により、サービス提供を依頼いたしますのでよろしくお願いいたします。

記

利用会員	ふりがな 氏 名				
	住 所	宇治田原町			
	電 話				
派遣期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
サービス内容	派遣回数 週間 回				
	派遣時間 1 回当たり 時間				
	月 火 水 木 金 〃 〃 〃 〃 〃				
	具体的に				

地域が元気！くらしのサポート事業
サポート会員活動報告書

令和 年 月分			登録 No.	サポート会員氏名	⑩	
	日	曜日	時 間 帯	(時間数)	利用券	利用者氏名
1			時 分～	時 分 (時間)		
2			時 分～	時 分 (時間)		
3			時 分～	時 分 (時間)		
4			時 分～	時 分 (時間)		
5			時 分～	時 分 (時間)		
6			時 分～	時 分 (時間)		
7			時 分～	時 分 (時間)		
8			時 分～	時 分 (時間)		
9			時 分～	時 分 (時間)		
10			時 分～	時 分 (時間)		
11			時 分～	時 分 (時間)		
12			時 分～	時 分 (時間)		
13			時 分～	時 分 (時間)		
14			時 分～	時 分 (時間)		
15			時 分～	時 分 (時間)		
16			時 分～	時 分 (時間)		
17			時 分～	時 分 (時間)		
18			時 分～	時 分 (時間)		
19			時 分～	時 分 (時間)		
20			時 分～	時 分 (時間)		